

（かじ取装置）

第253条の2 かじ取装置（ハンドルバー方式のものを除く。）の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第65条の3の告示で定める基準は、当該一般原動機付自転車（以下「自転車」という。）が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であることとする。